

まだ経営を任せることはできない！  
後継ぎ以外の子供にも財産を分けたい！  
子供がいないので、  
妻に財産をゆずると先代からの財産が妻の家系にいつてしまう！  
子供に妻の老後の面倒をみさせたい！  
賃貸マンションを兄弟で相続させたい  
認知症になる前に管理を任せる etc.

# 「信託」で解決できる あなたの相続



定価 本体 1500 円+税  
株式会社マスブレン 出版事業部（担当/尾上）  
TEL.03-5259-7171 FAX.03-5259-7172

信託銀行に依頼しなくても、誰でも「信託」を活用することができるようになりました。

「誰に」「いつ」「いくら」「どのような方法で」財産を管理・承継すればよいのか、もし一抹の不安があるなら、一度「信託」を覗いてみてください。

## 第一章 信託の概要

信託とは  
信託の登場人物

## 第二章 信託の税務

基本的な考え方  
受益者等課税信託の課税関係  
受益権の評価  
不動産の信託

## 第三章 ケーススタディー

解決！会社の後継者問題  
解決！個人の財産を事業から守る  
解決！財産の相続問題

ウィル税理士法人より「信託」の図書を発行しました